加えた後、15分間常温で放置する。更に希硫酸（日本薬局方試薬）15mlを加え、過剰のヨウ素を0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液（日本薬局方定量分析用標準液）で滴定する（指示薬：日本薬局方デンプン試液）。別に精製水10mlを用いて同様の方法で空試験を行う。

ホルマリン中のホルムアルデヒド含有量C（%）は次式により求める。

$$C\ (\%) = 1.5013 \times \frac{(V_o - V)F}{1{,}000} \times \frac{100}{10} \times \frac{1}{W} \times 100$$

ただし、

Vo：空試験における0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液の滴定量（ml）

V：本試験における0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液の滴定量（ml）

F：0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液のf価

W：ホルマリンの採取量(g)

イ　ホルムアルデヒド標準液の調製

ホルマリン（日本薬局方ホルマリン）400／Cgを正確に量り採り、精製水を加えて100mlとする。この溶液を用いて、10mlを正確に採り、精製水で10倍量に希釈する操作を4回繰り返してホルムアルデヒド標準液とする。

ホルムアルデヒド標準液1 ml＝4 μgHCHO

(4)　アセチルアセトン試液

酢酸アンモニウム（日本工業規格試薬特級）150 gに適量の精製水を加えて溶かし、氷酢酸（日本工業規格試薬特級）3ml及びアセチルアセトン（日本工業規格試薬特級）2mlを加え、更に精製水を加えて1,000mlとしたものを用いる。用時調製する。

(5)　ジメドン・エタノール溶液

ジメドン（日本工業規格試薬特級）1 gにエタノール（日本薬局方エタノール）を加えて溶かし、100mlとしたものを用いる。用時調製する。

(6)　酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液

酢酸アンモニウム（日本工業規格試薬特級）150 gに適量の精製水を加えて溶かし、氷酢酸（日本工業規格試薬特級）3mlを加え、更に精製水を加えて1,000mlとしたものを用いる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、様式第二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式による証明書とみなす。